

『山槐記』古写本の解題と翻刻

はじめに

我々は、昨年度より「『山槐記』本文テキストの基礎的研究」という課題について共同研究を行い、藤原忠親の日記『山槐記』のテキスト再建を最終的な目標として、その写本の調査、研究を進めている。

現在、『山槐記』のテキストとして最も広く用いられているのは、史料大成本であろう。しかし、これは大正年間に、江戸時代の写本を底本として翻刻した史料通覧をほぼそのまま再刊したものである。勿論、新写本を底本とすることが必ずしも不適切なわけではなく、むしろ原本や古写本で闕失してしまっている部分はどの写本によるべきかを判断するには、新写本の系統について追究することが不可闕となる。そして、その結果として、全体としての底本を新写本とすることは他の記録でもおこなわれていることである。ただ、史料通覧・史料大成は、そこまで写本系統に関する見極めをおこなった上で翻刻されたものとはいえないであろう。にもかかわらず、史料大成本が用いられ続けていることに、現状の大きな問題がある。『山槐記』は、平安時代末期から鎌倉時代初期

にかけての記録の中でも、かなり重視されてきた記録といつてよいであろうが、『山槐記』を用いての研究は着実に積み重ねられてきてはいるものの、『山槐記』自体の研究は、史料通覧・史料大成の段階からほとんど進んでいないといわざるを得ないのが現状といえよう。

そこで、良質なテキスト復原のため、「どの時期の記事がどの写本にあり」、「どの部分ほどの写本によるべきか」という点を明らかにすることを、まず本共同研究の当面の目標とすることとした。『山槐記』は、原本の存在が確認されおらず、まとまった古写本もない。また新写本も、その系統が明確でないものが多いのだが、まずは古写本から調査を進めていった。その際、日次記や別記・抜書といった『山槐記』としての写本だけでなく、部類記などに収められた『山槐記』の逸文にも可能な限り目を配っていった。そうすることで、個々の新写本が、たとえ取り合わせ本であっても、どの部分はどういった系統に遡るのか、推測する手がかりが得られる可能性が考えられるからである。つまり、新写本の系統関係を正確に把握するには、古写本の所在を可能な限り把握しておくことがその前提となるのである。

高尾 遠石
橋上 藤田
秀陽 珠実
樹介 紀洋

は、抹消以前の奥書にあるが如く、永享二年十月十四日と考えてよいであろう。

第二丁裏の中央よりやや左に、定親筆で左記の如き記載あり。

十月廿八日改仁平四年爲久寿元年、

半丁ほぼ十行で、首書が多数ある。各丁裏の奥下に丁付があるようで、写真では「四十一」・「四十三」・「四十九」などが確認できる。

なお、本記の新写本には、

此山槐記、同二年、以左衛門督隆典卿家宝之本書写之、努々不可有

外見者也、

享保二年六月八日 従二位藤（花押）

という奥書を有するものがあり、蔵書印と合わせ、本書が油小路家に傳來したことの傍証となる。ただし、前述のように、中山定親が書写して以降、油小路家の蔵するところとなった経緯は未詳である。

②国立歴史民俗博物館所蔵廣橋家旧蔵記録文書典籍類『保元元年三月記抄』一卷

函架番号はH一六三―七三一。新補表紙の貼紙に、

殘闕日記九

保元元年三月記抄

自五日（？）至廿四日

首尾闕（五日至廿四日尾闕）

一卷

「綴合もとのま、」

との外題がある。鎌倉期の書写とされている写本であるが、破損箇所が多い。その上、全く系統を異にするのか、あるいは本書の系統に連なるとしても、本書の破損が進行する以前に転写された写本を祖とするのか、本書の闕損箇所を補い得る新写本が存する。したがって、本稿で採り上げる日次記の古写本の中では、唯一、当該箇所を翻刻する場合に、底本ではなく、対校本の中の最も重視すべき写本、と位置づけるのが妥当と思われる写本である。

③宮内庁書禮部所蔵伏見宮本『山槐記』保元三年秋記、一卷

函架番号は伏一六四四。本紙は全二十七紙。第一紙右上に印文「図書／寮印」の方形朱印一顆あり。

新補表紙の貼紙に、

山槐記 保元三年七月九月

との外題があり、また、

保元三年

山槐

との端裏書がある。

鎌倉期の書写とされる。横界あり。天地各一本。ただし、第七紙と第八紙との紙継目など、界線のずれる箇所あり。界高は約二三・八糎。首書があり、やや薄い墨を用いることが多く、また、校正注記もあるが、これにも首書と同じ墨が多く用いられている。

④京都大学文学部所蔵「山槐記」応保元年十二月記、一卷

函架番号は特き三（黒皮）。現状は卷子本であるが、あるいはもと冊子本かと思われる。表紙見返し左下に、印文「梶原謙吉寄贈本」（「梶原謙吉」の四文字は墨書）の方形印一顆、印文「京都／帝国大学／図書之印」の方形印一顆、楕円形の登録印一顆がある。

また、表紙に打付で、

応保元年記

との外題がある。

書写者は、明証はないが、筆跡から中山定親と推定される。

本文は、天地を中心に闕損箇所が多いものの、新写本にこれを補い得るものはまだ見出せていない。すなわち、この部分のほとんどの新写本は、本書、しかも闕損が現状程度にまで進んだ段階における本書を祖本とするとみられる。

紙背は応永二十三年仮名曆などであるが、今回、本共同研究の調査で、

尾上陽介・遠藤珠紀がその内容構成を細かく確認したので、別途報告する機会を設けたい。

⑤国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書『山槐記』応保二年三月記、一冊

函架番号はH一七四三一一七〇。康正二年七月二十日から八月にかけて山科顕言が、中山親通より借り請けて書写したとされる写本であるが、すでに本書については紹介がなされているので、ここでは詳細は省く。

⑥京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記、一卷

函架番号は国史別置古文書六九。正長元年十月十日に中山定親が、當時勧修寺家に蔵されていた写本を底本として転写した写本。本書については、石田がかつてその概略を述べたことがあるので、こちらを参照されたい。

⑦国立国会図書館所蔵『山槐記』治承二年正月記、一冊

原本は未見であるが、写真によれば、袋綴の冊子本か。函架番号はWA二七一一。第一丁裏下部中央よりやや左に、印文「為／繼」の方形印一顆あり。中山庶流今城家の定淳は、その初名が為繼であり、彼の蔵書印と推定されている。⁽⁵⁾現状の冒頭部に印文「東京／図書／館蔵」の方形朱印一顆がある。

また、表紙左上に打付で、

山槐記

との外題があり、表紙右側には、

治承二年

正月 一日至廿六日
前后阙

との墨書がある。前後阙で、日付がみえるのは「二日丁酉」から「廿六日辛酉」まで。全体として、前後が阙けている以外は保存状態はよい。筆跡からして中山定親の書写とみてまず間違いなからうが、その書写の

経緯などは未詳。

包紙に、

山槐記 英賀室直清拔 一冊

との墨書があり、また、元禄六年二月付で室鳩巢（直清）が記した添紙一枚が附属する。

以上が現在確認できている『山槐記』日記の古写本であるが、一つの特徴として指摘できるのは、①・④・⑥・⑦と七点中四点が中山定親の作成した写本であることであろう。

いま、この四本に加え、新写本にみえる本奥書も含め、定親書写、あるいはその可能性があるものの奥書を列挙すると、

○久寿元年・同二年記 ↓ ①参照。

○平治元年正月記

本云、治承四年六月廿五日、未刻書写了、

侍従從五位上藤原朝臣忠季判

翌日之朝校合了、

建久四年十月十五日、已刻書写了、

侍従々五位上藤原朝臣兼季

応永廿七年九月十一日、書写畢、

于時藏人頭

左近中将藤原朝臣判

○平治元年二月・三月記

応永廿七年八月十六日、書写之畢、三月記八日以後無之、^(件本無之也)相

尋所在之本、逐可書写耳、

藏人頭

左中将判 定親卿也

応永卅三、四、一見了、判

○永暦元年秋記

応永廿九年九月廿八日、於灯下書畢、追可令校合而已、一見了、

○永暦元年十一月記

本云、

正応四年九月十一日、以或本手自書了、

正四位下行右近權中將藤原朝臣判生年廿八歳、

応永廿五年三月十七日、書了、

此本師中納言公雅卿本也、

○永暦元年十二月記

応永廿五年八月廿九日、前大外記入道常経筆也、俗名師豊、

○応保元年四月記

本云、光相朝臣筆、

応永廿五年六月廿三日、写終了、

本云、

一見了、不能改直僻字也、判

永享三年二月九日、以定親卿本書写之上、可校伝也、(花押影)

○応保元年秋記

応永廿五年六月十五日、書了、

○応保元年十二月記

↓ ④ 参照。

○永万元年六月記

↓ ⑥ 参照。

○治承二年正月記

↓ ⑦ 参照。

○文治元年秋記

以花山本、応永卅二年後六月十四日、書終、

諫議大夫羽林藤

(花押影)

一見了、(花押影)

となる。このうち、応永年間の本奥書は、いずれも定親によるものと断定、あるいは推定できる。これで定親の『山槐記』書写を網羅できているとは思えないが、ここからだけでも、書写の時期にも、また親本にも、ばらつきが目立つことが指摘できよう。詳細は別の機会に述べることとしたいが、鎌倉後期から室町期の中山家では、『山槐記』だけでなく、除目書など多くの蔵書を、他家に抑留されるなどして失ってしまったようである。そこで定親は、家祖である忠親の日記を、所持していない部分の写本を見出すと、その度に借り請けるなどして書写していったのであろう。

(二) 別記・抜書

『山槐記』の別記あるいは抜書と思しき古写本としては、以下のよう
なものが挙げられる。

⑧ 国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本『中山内府記』一卷

函架番号は日一六〇〇—二四五で、旧番号は、ち函二三。

端裏に、

中山内府政初参記 長寛二
于時参議、

との外題があり、その直ぐ右、ただし裏打紙の貼紙に「十一」との墨書がある。また、紙継目の紙背に印文不明の黒丸印一顆がある。第一紙を除き、各紙端上に丁付がある(二二)〜(十二)。

紙背は延慶二年仮名暦で、あるいはその頃の書写か。洞院家旧蔵本。

長寛二年三月二十七日、忠親が参議となつて初めて参仕した政始に関する抜書とらしい。これとは無関係の記事も若干含まれるので、別記と
いうことはあるまい。

⑨ 醍醐寺所蔵『孔雀経法記』一帖

函架番号は第一〇五函第一八号(四)。粘葉装。

素表紙の左に打付で、

孔雀経法 北院御室
治承二年 中右記抄之

との外題がある。このうち、「中右記」とあるのは、本来「中山御記」とすべきであった、つまり「山御」とすべきところを「右」と誤写したものであるか。現表紙を貼り付けられた旧表紙の左上には、打付で、

孔雀経法 治承二年
北院御室 達幸記

とある。また、裏表紙見返しに、

正安四年八月五日、於釈迦院抄出之了、

東寺末資 (花押)

とあり、正安四年八月五日に、東寺僧隆勝が抄出した写本であることがわかる。

押界があり、横界は天地各一本。縦界は半丁八本で、半丁を七行に区切る。一行十四字前後。「○」を中略記号として用いている。

内容は、治承二年十月二十四日から十一月十二日までの記事から、安徳天皇の誕生に際して御産御祈として孔雀経法を勤仕した守覚法親王に関する部分を抜書したもの。史料大成本の当該部分は、關失箇所の様相などから、伏見宮旧蔵の『御産部類記』（宮内庁書陵部所蔵伏見宮本および大倉集古館所蔵『山槐記残闕』）を祖本とするものであることが明らかであるが、これと本書とは相互に重ならない部分が存する。したがって、本書は恐らく、鎌倉後期にはまだ伝存していた『山槐記』の目次記から抜書したものと推定される。

⑩大正大学所蔵『蓮華王院御塔供養記』一冊

近年、大正大学が購入した写本で、南北朝期に東寺僧宏寿が書写したものか。原本は未見であるものの、三浦龍昭氏による史料紹介がある。

それによれば、本文冒頭に「山槐別」とあり、治承元年十二月十七日に蓮華王院において行われた塔供養に関する別記と考えてよい。

なお、宮内庁書陵部所蔵九条本『蓮華王院供養部類記』（函架番号は九一四一、一卷）は鎌倉期の書写とされる部類記で、『山槐記』の記事も含むが、長寛二年十二月三日・十四日・十七日条、寿永二年十一月十日条、建久四年三月九日条と本書とは重ならず、両者の関係が気になるところである。

この他、古写本ではなく、また、『山槐記』であるか否かも未確定の写本であるが、①との関係で注目すべきものを一つ掲げておく。

※宮内庁書陵部所蔵九条本『踐祚記』一冊

函架番号は九一五二八〇で、袋綴の冊子本。全七丁で墨附五丁。

薄い黄土色の表紙左上に打付で、

踐祚記 後白河院

との外題がある。江戸中期の写しとされるが、あるいは江戸前期の書写か。

第一丁表・第一丁裏と第六丁裏・第七丁裏は空で、その他は半丁九行。

久寿二年七月二十三日条と同月二十四日条からなるが、①に、

七月大 久寿二年
甲中

(中略)

六日、辛亥、

播磨入道入滅依服暇籠居事
播磨入道入滅、依服暇籠居、

廿三日、戊辰、

天皇崩御事
天皇於近衛殿崩御、

廿四日、己巳、

讓位事
有讓位事、新帝御所高松殿、

とあるのが、本記の二十三日条に「依服假日自去六日籠居」とあるのとよく対応する。また、忠親の兄忠雅を「別当 忠」と表記するのが、諱

一冊（函架番号は古三一―四五）は、本書からの忠実な転写本である。

⑭立命館大学図書館所蔵西園寺文庫本『除目部類記 山槐記』一冊

函架番号はSB二一〇・〇九七／〇三一。袋綴の冊子本で、全四十一丁。第一丁裏右上に印文「公爵西園寺／公望公寄贈」の方形青色印、

その左に印文「立命館／図書館／図書印」の方形朱印、右下に印文「西園寺文庫」の方形青色印、左上に函架番号を記した方形青色印各一顆あり。

茶色の表紙中央に打付で、

除目部類記 山槐記
大略直廬

との外題がある。また、第四十丁裏に、

明応三年三月、借請蓮空侍従重相 実隆、本書写了、

蓮空

との奥書があり、明応三年三月に蓮空、すなわち甘露寺親長が、三条西実隆所持本を借り請けて書写したものであることがわかる。

半丁ほぼ十二行。紙背文書があるが、袋綴の冊子本であるため、判読は困難である。

本書との関係で注目されるのが宮内庁書陵部所蔵柳原本『山槐記除目部類』二冊（函架番号は柳―四一三）で、本書は柳原本第二冊の後半にほぼ対応する。ここで詳細を述べることはできないが、花山院師継が編んだ『山槐記』の除目部類があり、それが三条西実隆によって書写され、さらに実隆書写本を親長や柳原紀光などが書写したものとみられる。

なお、山槐記単独部類記そのものではないが、その目録の断簡について触れておこう。

※『山槐部類記目録第七 非常』断簡（国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本『神社御幸部類記』二冊の紙背）

『神社御幸部類記』は、函架番号日―六〇〇―一七九、旧番号は、せ

函三七。洞院実熙が編んだと思しき部類記で、二冊とも袋綴の冊子本。第一冊は『中右記』の、第二冊は『継塵記』の記事が部類されている。これらの記事はいずれも『洞院家部類』に収められて流布している。

このうち、第一冊第八丁裏の紙背には、

日月蝕事 付御祈事

仁平二 十二 十六今夜月蝕事 於内三今日禪侶読業師経事

同 四 五 一 日蝕事 於御殿有仁王経御読経事

同 日 同御祈於二間仁王講事

同十五 日蝕御祈仁王経御読経并仁王講事 十六日結願事

とある。また、第二冊第十二丁表の中央に、

山槐部類記目録第七 非常

との墨書があるも抹消されている。さらに第二冊の紙背には、袋綴の冊子本であるため、十分に判読できない文字が多いが、「流人事 付宣下事」・「雑穢事」・「火事々」・「兵革事」・「昇殿事」・「自他談公事々」・「藏人方事」・「服中出仕事」・「逆節器於近衛將軍許事」・「書札礼事」・「除服事」・「法事々」・「物語事」・「衣裳事 付劍帶事」・「車馬事」・「興遊事 付哥楽伝受事」・「神事」といった篇目名が確認できる。

洞院実熙が『神社御幸部類記』を書写するために利用したものであるから、この「山槐部類記目録第七 非常」も実熙が作成した『山槐部類記目録』の反古とみてよいであろう。

山槐記単独部類記で注目すべきは、洞院実熙が、目録も附属させたかなり大部のものを作成していたと思しいことであろう。また、⑬によれば、同様の大部な山槐記単独部類記が他にも存在していたらしい。それから自体の伝来とともに、そのもととなったであろう、洞院家などに蔵されていた『山槐記』の写本の行方も気になるところである。

(四)『山槐記』逸文を含む部類記など

その他、『山槐記』の逸文も収める部類記などの古写本について略述しておく、

○尊経閣文庫本『暇服事』一冊。『尊経閣文庫国書分類目録』では、二八五頁所掲で、函架番号は七―三六書政。文安年間頃の書写か。

○宮内庁書陵部所蔵三条西家旧蔵本『殿上淵醉部類記』一冊。函架番号は四一五―二六九。延徳三年三条西実隆写。

○宮内庁書陵部所蔵三条西家旧蔵本『元秘別録』一冊。函架番号は四一五―二七七。明応四年三条西実隆写。

○国立歴史民俗博物館所蔵廣橋家旧蔵記録文書典籍類『和歌御会部類記』一卷。函架番号はH―六三―九七五。広橋守光写。

○宮内庁書陵部所蔵宝玲文庫旧蔵本『上卿故実』一冊。函架番号は一七―一三二八。室町写。伝三条西家旧蔵。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『仙洞御移徙部類記』十四卷。函架番号は伏―五四六。鎌倉写。

○東山御文庫本『水黄記』(外記政始次第)一卷。勅封番号は勅封一七―四三。永仁六年写。

○宮内庁書陵部所蔵九条本『蓮華王院供養部類記』一卷。函架番号は九―四一。鎌倉写。

○冷泉家時雨亭文庫所蔵『上卿簡要抄 上』一冊。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『東宮御書始部類記』二卷。函架番号は伏―四一九。南北朝写。

○仁和寺所蔵『修法次第』二帖。函架番号は黒塗手箱甲下段三(入室出家)―一三。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『諸院宮御移徙部類記』二卷。函架番号は伏―五四七。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵九条本『諒闇部類記』一冊。函架番号は九―五二五―一。文祿二年九条兼孝写。

○醍醐寺所蔵『孔雀経法日記』一冊。函架番号は第一〇五函第一八号(一)。隆勝写。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『后宮御着帯部類記』一卷。函架番号は伏―六二七。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『御産部類記』十九卷。函架番号は伏―六一八。鎌倉写。

○大倉集古館所蔵『山槐記残闕』一卷。函架番号は書跡一九。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『御産部類記』の僚卷。

○宮内庁書陵部所蔵伏見宮本『仁和寺宮御出家部類記』二十二卷。函架番号は伏―四五六。鎌倉写。

○宮内庁書陵部所蔵九条本『親王御出家御受戒部類記』一冊。函架番号は九―五〇〇五。九条道房等写。

○国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』六卷。函架番号はH―六〇〇―一四三で、旧番号は、せ函一。鎌倉末期から南北朝写。洞院家旧蔵本。

○宮内庁書陵部所蔵三条西家旧蔵本『御即位記録』三冊。函架番号は七―二二三。三条西実隆等写。

○国立歴史民俗博物館所蔵廣橋家旧蔵記録文書典籍類『警固中節会部類記』一卷。函架番号はH―六三―二七一。南北朝写。

○宮内庁書陵部所蔵三条西家旧蔵本『改元部類記』一冊。函架番号は四一五―二七四。大永八年三条西公条等写。

○国立歴史民俗博物館所蔵廣橋家旧蔵記録文書典籍類『改元部類記』一卷。函架番号はH―六三―一五九。室町写。

○宮内庁書陵部所蔵九条本『院号事』一卷。函架番号は九―一五〇三。鎌

倉写。

○宮内庁書陵部所蔵九条本『叙位除目記部類』一卷。函架番号は九一—八三。九条経教写。

○京都大学総合博物館所蔵勸修寺家文書『親王御元服部類記』一冊。函架番号は、目録化史料のうち六三三、長祿二年甘露寺親長写。などがある。

〔注〕

(1) 藤原忠親については、取り敢えず加納重文「中山忠親——山槐記——」(同『明月片雲無し 公家日記の世界』(二〇〇二年、風間書房)所収。初出は一九九三年)等参照。

(2) なお、京都大学附属図書館所蔵平松文庫本『保元三年八月二日記』一卷(函架番号は平松第三門ホー一)と京都大学総合博物館所蔵山本文書『勅符木契図(保元三年記)』一卷(函架番号は山本文書一九六)とは、ほぼ同内容のもので、後者については京都大学文学部博物館編集『京都大学文学部博物館図録第5冊 公家と儀式』(思文閣出版、一九九一年)に図版が掲載され、吉川真司氏による解説も収められている。この解説では「記主は不明である」とされているが、実は両書とも、末尾の一部分を除き、この伏見宮本『山槐記』保元三年秋記から派生したものと思しい。直接の系譜関係があるのか否かはさらに慎重に判断する必要があるが、平松文庫本『保元三年八月二日記』も山本文書『勅符木契図(保元三年記)』も、その大部分の記主は忠親である、つまり『山槐記』からの抜書であるとみて間違いない。

(3) 樋口健太郎「史料紹介 国立歴史民俗博物館所蔵・田中穰氏旧蔵本『山槐記』」(『応保二年三月』、『神戸大学史学年報』二二、二〇〇七年)参照。

(4) 石田実洋「京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記紙背の記録類について——『石清水賀茂両社行幸部類記』(仮称)の紹介——」(『古文書研究』六七、二〇〇九年)参照。

(5) 稲田奈津子「尊経閣文庫所蔵『暇服事』解説」(公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫編集『尊経閣善本影印集成55 消息礼事及書礼事他』(八木書店、二〇一五年)所収)等参照。

(6) 三浦龍昭「大正大学蔵『山槐記』「蓮華王院御塔供養記」について(一)」(『大正大学研究紀要』九九、二〇一四年)・同「大正大学蔵『山槐記』「蓮華王院御塔供養記」について(二)」(『大正大学研究紀要』一〇〇、二〇一五年)参照。

〔付記〕 本稿は、二〇一五・一六年度東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究『『山槐記』本文テキストの基礎的研究』の成果の一部である。

東京大学史料編纂所所蔵影写本『山槐記』 永万元年六月記翻刻

【解題】

本稿で『山槐記』永万元年六月記を翻刻する底本とした東京大学史料編纂所所蔵影写本『山槐記』は、函架番号は二〇七三―二七五で全一冊。袋綴の冊子本で、全十四丁。法量は二六・六糶×一八・九糶。第一丁裏の中央上に印文「東京／大学／図書」の方形印一顆、その直ぐ下に印文「史料編／纂所図／書之印」の方形印一顆がある。

表紙左上の貼紙に、

山槐記

との外題があり、第一丁表左上に、

山槐記 中山親綱自筆影写、

との内題がある。この内題で「中山親綱自筆」とするのは、中山定親の書写であるのを誤解したものとみられる。また、第十三丁裏には、

永万元年夏

との奥題と、

以勸修寺本
正長元年十月十日即日馳筆□、

追可校合之、

中山定親
参議左中將□

との本奥書が、第十四丁表には、

右山槐記

一卷

京都下京区七観音町田中勘兵衛蔵本、明治十九年八月編修星野恒
採訪、明年九月影写了、

との奥書があり、明治二十年九月に、田中勘兵衛、すなわち田中教忠の所蔵本を親本として作成された影写本であることがわかる。この田中教忠旧蔵本とは、⑥として掲げておいた京都大学文学部所蔵『山槐記』永

万元年六月記一卷のことに他ならない。

第二丁表中央には、

取目録了、

との墨書があり、第二丁表左には、

永万元年 六月

于時四位参議中將、
貴嶺記

とある。なお、京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記では、第

一紙左上に、

〔柳原光愛卿自筆、〕
〔本寺〕

山槐御記 永万元年以所持末校合、
定親公御筆歟

と墨書された貼紙があり、「取目録了」とある墨書の左肩に、

取目録了ノ四字 中山定親
卿自筆

と墨書された貼紙があるが、本書にはみえない。あるいはこれは、明治二十年九月の影写本作成段階ではこの二枚の貼紙はまだ存在しなかったことを意味するか。

本奥書と奥書との間に、左記の如き記載のある小貼紙がある。

秘閣本山槐記永万元年六月条ヲ以テ対校スルニ、閣本ニハ三日・四日・五日・十日・十一日・十五日・廿五日ノ簡單ナル数条ニ止マリテ、此卷記事更ニ見ル所ナシ、(印)

末尾の「ナシ」とある二文字の上の印は、印文「寛」の円形印一顆。明治二十年前後に内閣臨時修史局掌記や帝国臨時編年史編纂掛書記などであった日下寛の印である（東京大学史料編纂所所蔵『湖亭史話』一に見える日下の印影と合致。杉山巖氏からご教示を得た）。

第二丁裏・第十四丁裏は空で、その他は半丁ほぼ十行。親本の一紙を一丁に書写している。なお、京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記の紙背には、注(4)に掲げた石田実洋「京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記紙背の記録類について―『石清水賀茂両社行幸部

類記』（仮称）の紹介」で記しておいたように、『達幸故実抄』と同様の故実書を作ろうとして反古とされたものか、と考えられるものと、定親が作成しようとした、石清水・賀茂両社行幸の部類記の反古か、と考えられるものとの、二種の記録が存する。しかし、本書では、親本紙背の記録類までは影写されていない。

【凡例】

- 一、東京大学史料編纂所所蔵影写本『山槐記』を底本とし、京都大学文学部所蔵『山槐記』永万元年六月記（校訂符号[Ⓢ]）を以って対校した。
- 一、行取りは底本通りとし、文字は概ね現時通用の字体に改めた。
- 一、底本で文字の欠損が影写されている箇所には、概ねその字数を計って□や□で示し、残画によって文字が推定できる場合には、その文字を□の中に記入した。
- 一、抹消文字については、その字数を計って■で示し、判読し得る場合には、その左傍にを附した。
- 一、翻刻に際し、本文中に読点（、）と並列点（・）を加えた。
- 一、校訂者の加えた文字には「」又は（ ）を附し、前者は本文の文字の校訂に、後者はそれ以外の参考または説明に用いた。
- 一、人名注は、原則として初出箇所にした。
- 一、丁替わりは、各丁表裏の最初に当たる箇所に、その丁付け及び表裏を（1オ）（1ウ）の如く表示した。

【翻刻】

〔山槐記〕
（美紙子持筆題簽）

（1オ） 山槐記 中山親綱自筆影写、

（2オ）

取目録了、

（3オ）

永万元年 六月 于時四位參議中將、
貴嶺記

長寛三年

六月大癸未

三日、庚辰、

〔因折事〕

未刻雷雨、為息災奉凶始五大佛像、請願□□阿□□^{〔團契〕}

令加持御衣木、又令授八齋戒仏師云々、今朝沐浴□□^{〔如本〕}

淨衣、絹、不可用膠之由仰含云々、

〔因小園事〕 依兎女子説、遣小兒於粟田口令壳、相具飯酒、

五日、壬午、

改元事長寛

天晴、今日有改元事、改長寛三年為永万元年也、

予不參、依有犬死穢也、此由昨日召々使触大外記師元^{〔中原〕}

朝臣畢、左府被奉行之、而依假服右大臣已、□□^{〔藤原基房〕}

勘申博士參議左大弁資長朝臣・式部大輔兼大□□^{〔藤原〕}

永範朝臣^{〔藤原〕}安貞・心曆・文章博士兼陸奥守長元朝臣^{〔久承〕}

左少弁兼文章博士中宮大進俊經^{〔永万〕}等也、參仕公卿、右^{〔藤原〕}

大臣經、按察公通、新大納言^{〔藤原〕}実定、別当公保、左兵衛督^{〔藤原〕}

大宮宰相^{〔藤原〕}隆季、右宰相中將^{〔藤原〕}宗家、右大弁雅頼、平宰相^{〔相親親〕}

等云々、後日藏人木工頭重方^{〔藤原〕}奉^{〔行職事〕}示送曰、安貞、

宜、在勅定由議申、一同可申之由重被仰下、共□□^{〔永万〕}

難云々、但以永万可為年号之由被仰下了、任元^{〔無方〕}永^{〔元〕}

年例可令作□□^{〔可方〕}之由宣下、右府詔書施行以前□□

（七行分空白）

（3ウ）

（4オ）

五位藏人

木工頭重方先帝五位藏人、

右少弁長方同、

左衛門権佐為親日新被補、
權左少行國不被國

六位

藤原光能先帝一藹、
給料也、文章博士長光朝臣子、

大膳権亮同定長故権右中弁光房朝臣五男、
申補之、祖父為隆卿堀川院

地下大膳亮補二藹、年又

源宗房故左馬権助頭顯定朝臣子、源中納言

藤原顯方家敷前能登守重家朝臣二男、
皇嘉門院判官代云々

平経兼若狭守経盛朝臣二男、
所募不聞

殿上人

正四位下行大藏卿藤原朝臣長成

正四位行京大夫兼亮播磨守藤原朝臣邦綱

正四位下行左近衛権中将藤原朝臣実家

正四位下行右近衛権中将藤原朝臣実守

正四位下行左近衛権中将藤原朝臣頼定

正四位上行右近衛権中将藤原朝臣実宗

正四位上行侍従源朝臣俊光

正四位上行左近衛少将兼駿河守藤原朝臣雅長

正四位下行右近衛権中将藤原朝臣兼房

正五位上行左近衛少将藤原朝臣泰通

從五位上行左馬頭兼美作守平朝臣宗國

從五位上行少納言兼侍従源朝臣信

從五位上行侍従源朝臣

從五位上行左兵衛佐兼因幡守藤原朝臣隆房

從五位上行三河守藤原朝臣光雅

從五位上行右近衛権少将藤原朝臣頼実

不被補非藏人、

出納 右衛門志中原清重被渡也、先帝一藹也、

所衆・滝口各上藹三人被渡之、所衆内舍人國原康頼・
中原頼弘、滝口藤親網・
同信清

同信清

主殿司六參上云々、

次五位藏人可而之頭以下於簡、其後各若湯漬之後、供

膳、可奏吉書也、三年月十六日堀河天皇早以可覽吉書之由、自殿下御直廬

譴責、仍人々不調首尾、東応徳為隆卿先着無文

昇殿、湯漬之後改裝束、依彼例、今夜定長令着

裝束昇殿、吉書事甚早速、仍逐電、下藏人着

有文裝束、予付侍從俊光朝臣申請殿下御裝束、半比下、
也入平裏選藏人町寸法太広、總上令着

設有文冠、仍以內縁、人力次食湯漬、光能為対揚每着

申請右大将冠透額也、人力事可尋、同時可着歟、如此之間、頭・五位藏人參御直

吉書次第不同云々、甚不可然、頭以下十人職事着

次第可覽也、此後六位五人率參撰政、只今御着

条之間也、令左京権大夫供平召取着

玄上 鈴鹿

日記厨子二脚 四季御屏風

殿上御倚子 文杖

四足立犬防、

卅日、丁未、

大祓事

天陰、午刻小雨、今日大祓也、依為分配、申刻參宋

雀門、網代車、差綱、隨身裝束雖為警固、依非禁中、不帶弓箭、仍又不卷纒於東仗舍

下車、召使來向此所、前行進前、予昇東第開カ

階、自壇上西行、召使褰第三間幕、予入此間著

座、南面、西方左少弁俊経兼在座、東第二間也、南面座、脱沓、後方脱沓

自門内令引出馬、神祇官人予并弁前居物カ

葛蓋居解繩、散米許祓問解々繩、如恒、次神祇宿願物カ

大麻、取麻不取木、息之、次弁又如此、次退出、事物カ

輕忽雖不能記、為知時務粗記之、

朱雀門裝束体、

(12才)

(後掲指図1)

(後掲指図2)

(12ウ)

(13才)

新院御所事

次參新院、南殿懸巨御簾下之、布敷上敷新置

敷南縁、自庁居饗、折敷居大盤上、三个日

教盛・信範被聽内昇殿事

内蔵頭教盛朝臣・左京極大夫信範被聽内昇南都騒動事殿、

或僧來曰、近曾南都有騒動、加賀律師被カ縁

切房、其根元、房中有無頼之童、号侍従、有母、件

依為貧賤者、常乞請巨細雜事於律師、而

上下輩嘲弄之蔑如之、童深恥此事、被カ

書置消息、晦跡逃脱了、経兩三日之後、泉

下方被打寄、於件河上方潭没身命云々、律師取カ

死骸、修七々追善、然之間衆徒聞此事、房中之輩

(13ウ)

縦雖不善尤可制止、為一宗極恥也、称律師過意切
払房了云々、

永万年夏

貼紙未書

「秘閣本山槐記永万年六月条ヲ以テ対校スルニ、閣本ニ

八三日・四日・五日・十日・十一日・十五日・廿五日ノ簡

単ナル数条ニ止マリテ、此卷記事更ニ見ル所ナシ、宋梅御印、日下寛「寛」

以勤修寺の本

正長元年十月十日即日馳筆畢カ

追可校合之、

參議左中将中山定親

一卷

「右山槐記

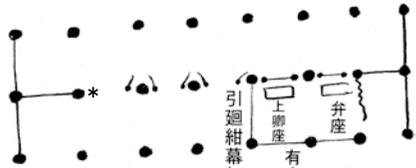
京都下京区七観音町田中勘兵衛蔵本、明治十九年八月

編修星野恒採訪、明年九月影写了、

「

(14才)

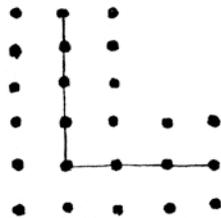
(*(⊕)扉アリ)



有内侍座之由雖注次第
近代全無此事云々

南

(12ウ指図2)



仗舎

(12才指図1)